

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第4期計画期間 第11回会議)

日時：平成24年3月26日（月）

午後14時00分～15時00分

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 地域密着型サービス事業所の廃止について（資料1）
- (2) 地域密着型サービス事前協議事業者の決定の辞退について（資料2）
- (3) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）及び認知症対応型通所介護の募集結果について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）
- (5) 地域密着型サービス事業者の公募スケジュールについて（資料5）

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6-1～6-5）

4 その他の事

5 閉 会

資 料

- 資料1 地域密着型サービス事業所の廃止について
- 資料2 地域密着型サービス事前協議事業者の決定の辞退について
- 資料3 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料4 施設整備状況一覧
- 資料5 地域密着型サービス事業者の公募スケジュール
- 資料6 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料6-1～6-5 資料6に係る事業概要、事業所位置図

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第4期計画期間 第11回会議）議事録

日時：平成24年3月26日(木)14:00～15:00

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

菊田豊委員、小林孝夫委員、小松洋吉委員、

佐々木玲子委員、瀬戸敏之委員

以上5名、五十音順

(阿部一彦委員、安藤恵美子委員、石原祥行委員、土井勝幸委員 欠席)

【仙台市職員】

高橋健康福祉局保険高齢部長、伊藤介護保険課長、

小原青葉区障害高齢課長、山崎泉区障害高齢課長、

福原介護保険課主幹兼指導係長、伊藤高齢企画課施設係長、

庄司介護保険課管理係長、高橋介護保険課介護保険係長、

(浅野保険高齢部高齢企画課長、伊藤宮城野区障害高齢課長、後藤若林区障害高齢課長、

武山太白区障害高齢課長、欠席)

<議事要旨>

1. 開会

会議の公開、非公開の確認 議事(1)については非公開 → 異議なし

議事録署名委員については 菊田委員を指名 → 菊田委員了承

2. 報告

- (1) 地域密着型サービス事業所の廃止について
- (2) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (3) 地域密着型サービス事前協議事業者の決定の辞退について
- (4) 施設の整備状況について

- (5) 地域密着型サービス事業者の公募スケジュールについて
- (6) 地域密着型サービス事業所の指定の効力の一部停止について
 - ・伊藤高齢企画課施設係長より説明（資料1～5、資料7）

委員長： 事務局からの報告事項5件について、質問、意見等ありますか。

委員： 事前協議事業者の決定の辞退の報告で、いずれも建物の構造上の問題があり辞退となっている。申請時点では判明し得ないものなのか。

事務局： 1件については、事前に業者からの簡易的な判断を受けており、費用かかるものなので、選定となれば再度精密な構造審査を受けたいと申請時に受けている。もう1件については、3グループに対応するためのお風呂3基の設置ができないとの理由によるものである。

委員長： 状況は理解したが、できれば辞退が出ないように今後の検討をいただきたい。

委員長： 不正請求の件はマスコミには出たのか。

事務局： 新聞に出ている。

委員長： 市民の動搖というか、市民に対する信頼のためにもこのようなことは起こらないことが望ましい。

他になければ報告事項については終了とします。

3. 議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
 - ・伊藤高齢企画課施設係長より説明（資料6、参考資料6-1～6-5）

委員長： 事務局からの説明について、5つの新規指定についてですが意見、質問等ありますか。

委員長： 5つの法人とも事前の審査で指定の基準を満たしていることは判った。仮に指定が承認され運営となった場合、先ほどのような当初の不正請求がないか等のチェック機能はあるのか。

事務局： 指定前の審査は実地でヒアリング等を行い、職員等の配置についても現認している。（今回は運営開始後に報告なしに変更されてしまった。）

委員長： 行政や委員会が機能していないと言われないかを危惧する。チェック機能は充分に果たされたい。

委員： それぞれの施設は基盤整備の計画に沿って申請を受け付けたものであるか。

事務局： そのとおりである。

委 員： 現在不足している施設はどのようなものか。特養はいかがか。

事 務 局： 国は、地域での在宅生活・地域包括ケアをうたっており、可能性を探りながら地域密着型サービスの新たにできた24時間対応型のもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）や介護と看護が一緒に行われる（複合型サービス）施設整備を行っていく必要はある。一方、これまでの特養等の施設が不要とはならず、高齢者福祉計画にも位置づけており、グループホーム、老人介護施設、サービス付高齢者向け住宅など、これからも状況を見ながら必要なものを整備していく。

委 員： 介護保険料が上がっており今後もさらに上がる方向にある。施設整備も限界になっているように思う。施設整備を抑えた効率のよい介護はないか。家族の介護力を期待した金銭給付などできないものか。みんなが安心して暮らせるような制度改革は考えられないか。施設を増やせばよいというものでもない。負担が増えていくことは目に見えている。

事 務 局： 要介護となる確率が高い後期高齢者の人数が増えていく時代を迎えるにあたり、現行制度がうまく立ち行くかは難しさを持っていると思う。介護保険制度に限らず国民健康保険制度も含め社会保障制度全体について大きく考えていく必要はあると思っている。しかし自治体が単独でできるものでもなく、国の一括改革が今後どのように動いていくのか、社会保障制度や他の福祉施策も見据えながら考えていかなければならないところにきているのだろう。

委 員 長： これからの社会保障のあり方とか介護システムの根幹に関わる話である。特に10年後現行制度がどのようにになっているか。負担が限界に来ていることはいたるところで認識されている。介護保険はすべて現物給付であるが、背景には「女性の介護からの開放」があった。保険料を払い、サービスを受ける際にも利用料を支払うこととなり、家族は二重の負担になっている部分があり、今後話題にはなるであろう。

委 員： 日本のよき家族制度でがんばっている世帯への現金給付があってもいいようと思うが。

委 員 長： 現在の介護保険制度のなかでは現金給付は難しいが、分権化となり先駆的事例として考えていくことができるようになるかもしれない。保険料負担者の8割は介護保険サービスを受けておらず、保険料が高くなれば不公平感は出てくる。しかし、保険は互助の精神であるとの考えがある。どこで折り合いをつけるのかは大変難しい問題である。国レベルで考えていかなければならないことではあるが、ただ今の貴重な意見を大切に今後の審議会等に反映できればと思います。

委 員： 5施設の利用料に差があり、設定は施設ごとに任せられているようだが、基準はないのか。安価な利用料のほうが助かるのだが。

委 員： 投資金額からの逆算により設定されているのであろう。

委 員 長： 制度的には契約である。事業が成り立たなければ、サービスは提供されない。介護職員の給与は一般比3割減くらいであり問題となっている。

委 員： 民間事業であるので儲からなければやらない。現場職員の待遇もかなり厳しいものがある。

委 員 長： 貴重な意見をいただきました。他に質問がなければ、指定について、承認としてよろしいですか。

(異議等なし)

4. その他

委 員： 他市町村も含め介護保険料が上がり被災地域が高くなっている。市町村会等の問題提起等の働きかけはあるか。

事 務 局： 震災後1年経過しているが今後の人々の動き、要介護の発生等不明部分もあり逼迫状況にならぬよう財政支援での予防が続けられている。

委 員： 仙台市では介護料は増えているのか。

事 務 局： 他市町村からの流入が多く、他市町村の方々の認定調査が増えている。今後住民票移動が行われ、本市の被保険者、要介護者となることが想定されることから増える要素はある。

委 員： 震災前と現在の施設の数の増減、待機者数等に変化はあったのか。

事 務 局： 大きく被災した施設は3施設あった。それぞれ違う場所に仮施設を整備し、入居者はそのまま生活している。通所施設で一部再開できずにいる施設もあるが、利用者は他の通所施設を利用させていただいている。訪問看護については、サービス提供に余裕有との協会からの手紙も頂戴している。仙台市においては事業者の不足によりサービスが受けられないという状況にはなく、サービスが必要な方が利用できる状況は安定している。震災による市外からの要介護者の転入はあるものの極端な増加ではなく、把握できていない部分もあるが、介護サービスは混乱なく必要な方に提供できる体制にあると判断している。

委 員： 震災直後に定員超過により受入れた利用者に事故があり、損害賠償請求された施設があったと聞いた。

事務局： 定員超過状態は毎月末状況で調査しているが、現在は極端な定員超過状態にある施設はない。職員と利用者の関係が極端に悪いという状況はなく、ケアの質が悪くならぬよう指導も行なっており、運営状況を確認している。

委員長： 最後に事務局から何かありますか。

次回開催について、事務局より説明

日程は委員長と相談の上、後日文書で連絡します。